

川崎市人事委員会告示第 1 号

情報通信技術を活用した方法により行う行政手続等

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成 1 8 年川崎市人事委員会規則第 1 5 号)第 3 条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等を次のように定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 1 9 年川崎市人事委員会告示第 1 号は、同日から廃止する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

根拠となる条例等の条項		対象手続等
名称	条項	
川崎市情報公開条例施行規則(平成 1 3 年川崎市人事委員会規則第 3 号)	第 3 条第 1 項	公文書開示請求
川崎市職員の任用に関する規則(平成 1 3 年川崎市人事委員会規則第 1 号)	第 3 4 条第 1 項	任用の辞退